

別表

融 資 対 象 環 境 保 全 施 設 等 又 は 資 金

1. ばい煙又は粉じん防止施設	①	集じん又は除じん装置（重力沈降、慣性分離、遠心分離、洗浄、ろ過、音波凝集、電気捕集等）
	②	有害ガス除去装置（洗浄、中和、吸着、吸収、燃焼装置等）
	③	粉じん飛散防止装置（散水、被覆、密閉等）
	④	排煙脱硫・脱硝装置
	⑤	附属設備（ガス導管、ガス冷却器、空気圧縮機、送風機、ダスト取出器、ダスト運搬器、ダスト貯留器、塔及び槽、洗浄液再生装置、吸着剤再生装置、ミスト除去装置、通風器、変圧器、整流器、配管、ポンプ、池、フード、自動調整装置等）
	⑥	排ガス等計測機器類、低いおう重油備蓄タンク
	⑦	その他知事が特に必要と認める施設
2. 汚水等処理施設	①	物理的処理装置（沈でん又は浮上、油水分離、ろ過、濃縮、洗浄、冷却、吸着、燃焼処理、汚でい処理等）
	②	化学的処理装置（中和、酸化又は還元、汚でい処理等）
	③	生物的処理装置（生物化学的処理、汚でい処理等）
	④	附属設備（輸送装置、貯留装置、配管、薬品タンク、ポンプ、空気圧縮機、送風機、pHメーター、電導度計、温度計、酸素計、酸化還元電位差計等）
	⑤	既設の汚水処理施設を廃止し、下水道へ転換するための設備
	⑥	排水等測定機器類
	⑦	その他知事が特に必要と認める施設
3. 騒音又は振動	①	防音防振設備（消音機（器）、消音ボックス、吊基礎、防振機（器）、浮基礎、防音カバー、防音フード等）
	②	防音防振材（しゃ音・吸音材、防振ゴム、バネ・ダンパー等）
	③	工事、附属設備（しゃ音塀、しゃ音壁、ダクト、二重窓、防振溝等）
	④	騒音・振動測定機器類
	⑤	その他知事が特に必要と認める施設
4. 悪臭防止施設	①	脱臭装置（洗浄、酸化、還元、燃焼、吸収、吸着、中和、イオン交換、土壤菌脱臭、電気捕集等）
	②	悪臭物質の密閉施設
	③	附属設備（脱臭塔、薬品タンク、ガス導管、ガス冷却器、水管、自動調整装置、送風機、洗浄汚水の処理装置、洗浄水の再生装置等）
	④	悪臭測定機器類
	⑤	その他知事が特に必要と認める施設
5. 産業廃棄物処理施設 ※産業廃棄物処理業を営む者を除く。ただし、産業廃棄物処理業を営む者の既存の施設等の改善経費は対象とする。	①	産業廃棄物処理施設(脱水、油水分離、中和、乾燥、焼却、固型化、破碎、洗浄、溶融分解、埋立等)
	②	保管設備及び保管容器（①の施設に係るものに限る）
	③	埋立処分用地（埋立面積1万㎡以上）
	④	その他知事が特に必要と認める施設
6. オゾン層保護対策施設	①	オゾン層破壊物質（トリクロロフルオロメタン、ジクロロジフルオロメタン、トリクロロトリフルオロエタン、ジクロロテトラフルオロエタン、クロロペンタフルオロエタン等）の使用を削減または廃止するために 行う工場等の施設の新設又は改造
	②	オゾン層破壊物質の回収処理保管装置、破壊処理装置の設置又は改造
	③	その他知事が特に必要と認める施設
7. 工場等の移転	①	移転先用地（用地の取得のみは除く。）
	②	事業用建物の取得
	③	事業用建物及び機械等の移転
	④	左記1から6に掲げる施設
	⑤	その他知事が特に必要と認める施設

8. 電動車及び関連施設	①	電動車（燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車）（新車購入に限る。）
	②	燃料電池自動車用水素供給設備、電気自動車用充電設備
	③	その他知事が特に必要と認める施設
9. 有害化学物質 汚染防止施設	①	有害化学物質（大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に定めるもの等）を製造、使用又は保管する施設における当該物質の処理装置又は回収装置
	②	有害化学物質による地下水汚染及び土壌汚染に係る浄化施設及び地下浸透防止施設
	③	その他知事が特に必要と認める施設
10. エネルギーの有効利用施設	①	コージェネレーション設備（一つのエネルギー源から、電気と熱など複数のエネルギーを取り出し利用するための設備）
	②	自然エネルギー（太陽光等）又は未利用エネルギー（下水の熱エネルギー等）による熱供給、電力供給又は動力供給のための設備
	③	エネルギー利用の効率向上のための設備
	④	その他知事が特に必要と認める施設
11. リサイクル施設	①	再生資源として利用することが容易な原材料を使用した製品の製造に関する設備
	②	その他知事が特に必要と認める施設
12. ゼロエミッション推進施設	①	廃棄物を循環資源として利用できるようにするために必要な施設又は設備
	②	その他知事が特に必要と認める施設又は設備
13. 揮発性有機化合物（VOC） 排出抑制施設	①	VOC除去装置（吸着、分解、分離、密閉、被覆、蒸気返還（ペーパーリターン）装置等）
	②	排出ガス等計測機器類
	③	その他知事が特に必要と認める施設又は設備
14. アスベスト飛散防止施設、設備、機器 ※建築物の解体等作業を請け負う者の設備等整備経費を対象とする。	①	集じん又は除じん装置（負圧集じん機、真空掃除機等）
	②	洗浄施設（エアシャワー、ウォータシャワー、給湯ボイラー、汚水処理機、セキュリティールーム等）
	③	防護具（防じんマスク、エア供給用コンプレッサー等）
	④	アスベスト濃度測定機器類、負圧監視計器類
	⑤	その他知事が特に必要と認める施設、設備又は機器
15. 土壌汚染対策(調査・措置)	①	土壌汚染状況調査(土壌汚染対策法第3条に規定する調査又は同等の調査を任意に行う場合)に要する資金
	②	土壌汚染の除去等の措置(土壌汚染対策法第7条に規定する措置又は同等の措置を任意に行う場合)に要する資金
	③	汚染原因者でない土地所有者等から汚染原因者に対して土壌汚染の除去等の措置に必要な費用の求償がなされた際の汚染原因者が負担すべき補償費用(土壌汚染対策法第8条に基づき請求を受けた場合に限る。)に要する資金
	④	その他知事が特に必要と認める資金
16. 温室効果ガス削減対策	①	環境管理システム(ISO14001等)の認証取得に係る審査、コンサルティング等を受けるために要する資金
	②	ESCO事業を導入するために要する資金
	③	工場等の省エネルギーを図るための必要な調査に要する資金
	④	その他知事が特に必要と認める資金